平成 20 年度 第 3 回 木津川上流管内河川レンジャー (試行) 懇談会 講 事 要 旨

(開催要領)

開催日時:平成21年3月24日(火) 14:00~

開催場所:名張産業振興センター(アスピア) アスピアⅡ

(議事次第)

- 1. 開会の挨拶
- 2. 河川レンジャー活動報告について
- 3. 運営要領(案)の改訂について
- 4. 次年度事業計画について
- 5. その他
- 6. 閉会の挨拶

(議事内容)

1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 橋本副所長(事務所長代理)から懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

2. 河川レンジャー活動報告について

木本会長の議事進行のもと、レンジャー会議座長 西会員より昨年 12 月より実践された河 川レンジャー活動の報告(資料-1)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおり。

- ○活動初年度であるとともに短期間の中でよくこれだけの活動を実施していただいた。 また、催しに不向きな秋から冬にかけての時期であったが、非常に多彩な活動となっている。
- ○2 月に開催された「木津川の歴史と食文化学習」に見られるように、参加者が直接体験できる内容にすることで多くの参加が得られる。今後の活動計画の参考になったのではないか。
- ○「木津川"いい川づくり"情報交換会」に参加をいただいた名張市の市民団体「しぜん・ ふしぎ・ワンダーランド」では、子供たちが参加した活動について壁新聞を作成し報告 するという活動を行っている。今後はこれらの市民団体の方々とも交流を深め、協働に よる活動を行う等の子供たちが川について自ら考える機会を作っていきたい。

- ○3月に開催された「木津川"いい川づくり"情報交換会」において、保育所の先生やPTA 関係の方々に参加をいただいているが、これらの方々に興味を持っていただき、河川レ ンジャー活動を保育所や幼稚園、小学校の年間教育プログラムに組み込んでいただくこ とで、より多くの方の参加を得られるとともに、川への関心を持っていただく機会にな ると考えられる。
- → 近年の教育現場では「親や学校が子供を川に近づけない」という現状がある。安全を 考慮した上で川へ親しんでいただくためにはどうすれば良いかを検討していくととも に、親や教師の方々にも理解をいただけるよう参加を促していきたい。
- ○活動に参加された方から、県や市、行政関係者の参加が少ないといったご意見をいただいている。勉強となることも多く今後は積極的に参加していきたい。
- ○三重県では滝川ダム等において小学校の年間教育プログラムに組み込んだ学習や出前講座も開催しており、安全面等について理解を得られれば河川レンジャー活動についてもプログラムに組み込むことは可能であると考えられる。今後も積極的にアプローチを続けていただきたい。
- ○今年度は短期間での実施であったため、充分な広報が行えなかった。参加された方から も同様のご意見をいただいており、積極的な広報が必要であると考えている。

3. 運営要領(案)の改訂について

木本会長の議事進行のもと、事務局より運営事務局の統一ならびにレンジャー会議等の円滑な運営に係る事項について運営要領(案)の改定(資料-2)の説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて修正を 行い、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)を承認することとした。

- ○第8条の改定は、他の条文との整合を図り原文のとおりとするべきではないか。
- → 再度、全文について読点の付け方等の整合を図り改訂する。
- ○第44条の「レンジャー会議での、非公開・・・」を「レンジャー会議の非公開・・・」に修正するべきではないか。
- → 第52条と併せて改訂する。
- ○第15条の年間活動計画(案)の作成にあたっては、河川レンジャーが事前に次年度の予算等について把握しておく必要があるのではないか。
- → レンジャー会議の委員は河川レンジャーと行政機関より組織されているため、同会議 の中で必要な情報を提供していく。

4. 次年度事業計画について

木本会長の議事進行のもと、事務局より次年度の事業計画(資料-3)の説明が行われた。 本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にてとりま とめを行い、各会員の確認後、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)第23条に基づく懇談会 からの提言としてレンジャー会議等に報告することとした。

なお、3月18日に開催された第2回レンジャー会議において、西・廣岡両レンジャーが再任予定者として決定された旨について説明が行われた。

- ○冬場は川に直接触れる体験等の活動が実施し難いこともあり、できるだけ早い内から活動を実施していきたい。
- ○今年度実施した活動について、次年度も継続して実施したい活動はあるか。
- → 「木津川の歴史と食文化学習」「木津川"いい川づくり"情報交換会」については名張地区でも実施していきたい。また情報交換会については、規模を拡大して様々な方からの意見やニーズを収集していきたい。
- ○小学校等の年間教育プログラムは前年度3月初旬には決定すると考えられ、河川レンジャー活動を同プログラムに組み込んでいただくためには遅くとも2月までにはレンジャー会議を開催し、年間活動計画を決定すべきではないか。
 - また、実施スケジュール(案)において、河川レンジャーの活動開始が 6 月下旬からとなっているが、4 月~6 月に活動を実施できないことは大きな損失になると考えられる。
- → 運営要領(案)第 15 条において、河川レンジャーは年間活動計画(案)を活動前年度の 1 月末までにレンジャー会議に提出することと規定しており、本来であればレンジャー 会議を 2 月頃に開催し、4 月より活動を開始できるものと考えているが、平成 21 年度 は、予算の都合により活動の開始時期が遅れたとともに、新規河川レンジャーの活動 期間を考慮した実施スケジュール(案)としている。
- ○将来的には、河川レンジャーが 3 月から活動を開始できるような仕組みづくりが必要ではないか。
- → 3月に設定しているレンジャー会議ならびに懇談会を12月としてはどうか。
- → 12月の開催とすると新規河川レンジャーの活動時期が短くなってしまうため現状では 難しい。
- → 新規河川レンジャーの任期を翌年度の4月からとしてはどうか。
- → これらを踏まえ、将来的には早い時期からの活動実施が可能となるようなスケジュールを検討したいと考えているが、当面の間は、河川レンジャーの活動分野や広域的な配置を含めた充実を目的に、同制度の試行という位置づけで運営させていただきたい。
 - ○河川レンジャーは住民意見の聴取やニーズの収集等を行うことを大きな役割としており、今年度の活動においてもアンケート等により参加者からのご意見をいただいているが、河川管理者はこれらの意見を真摯に受け止めて対応するとともに、ニュースレター等により住民の目に見える形でフィードバックしていただきたい。
 - ○今年度は活動場所が伊賀地区に偏ってしまったが、新規河川レンジャーとも協力しながら、名張を含めて活動範囲を広げていかなければならない。また、現状では河川レンジャーの活動範囲は直轄の木津川上流管内(三重県内)に制約されており、今後、源流探検や水質調査等の活動を実施していくことも検討しているが、活動範囲の拡大についても検討していきたい。

→ 水質等の問題については、上下流を含めて考えていかなければならない。木津川を 一体として考え、下流の淀川管内河川レンジャーとの協働による活動についても検 討していただきたい。

5. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。

- 一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。
- ○短い期間の中で、毎月の活動を実施されたことは二人の河川レンジャーの行動力があってのことだと思う。
- ○3 月の活動においてご出席をいただいている PTA 関係の方々を通じた情報発信や、河川 レンジャー活動の年間教育プログラムへの組み込みについて進めていただきたい。
- ○初めての参加者でも流れ等を把握できるよう会議開始前に出席会員の紹介ならびに先日 のレンジャー会議の議事要旨等について資料の配布を行っていただきたい。

6. 閉会

木津川上流河川事務所 橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「平成 20 年度 第 3 回 木 津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

平成20年度第3回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

次 第

日時:平成21年3月24日(火) 14:00~

場所:名張産業振興センター (アスピア) 1F アスピアⅡ

- 1. 開会の挨拶
- 2. 河川レンジャー活動報告について
- 3. 運営要領(案)の改訂について
- 4. 次年度事業計画について
- 5. その他
- 6. 閉会の挨拶

平成20年度 木津川上流管内河川レンジャー (試行)

河川レンジャー活動報告

No	活動名	活動実施日時	12月	1月	2月	3月
廣岡]レンジャー					
I -(1)	特定外来生物(ヌートリア等)の調査	平成20年12月21日(日) 15:00~18:00	-			
1 ①	特定外来生物 ヌートリア調査	平成20年12月21日(日) 15:00~17:00	-			
I -(2)	食を通して環境を考える。 (木津川の魚をたべる)	平成21年1月25日(日) 9:30~13:30		-		
	(I-③、Ⅱ-③合同開催) 木津川の歴史と食文化学習	平成21年2月22日(日) 10:00~14:00			-	
I -③	木津川の歴史を知る	平成21年2月14日(土) 9:00~12:00			-	
	(I-②、II-③合同開催) 木津川の歴史と食文化学習	平成21年2月22日(日) 10:00~14:00				
I -4	川を通した体験活動の報告会	平成21年3月14日(土) 9:30~12:00				-
	(I-④合同開催) 木津川"いい川づくり"情報交換会	平成21年3月14日(土) 13:00~16:00				-
[- (5)	木津川意識調査アンケート	平成 21 年 3 月 日			合同	
	中止				活動	
西レ	ンジャー					
II -(1)	木津川 観察会~木津川に野鳥を探そう~ ※伊賀地区	平成20年12月27日(土) 9:30~13:30	-			
	中止					
I -2	木津川 観察会~木津川に野鳥を探そう~ ※名張地区	平成21年1月17日(土) 9:30~13:30				同
	名張川 水防学習と野鳥観察会	平成21年1月31日(土) 10:00~12:00		_		<i>⇒</i> 1
II -(3)	木津川 観察会~冬の木津川を体験しよう~ ※名張地区	平成21年2月21日(土) 9:30~13:30			-	
<u>и</u>	(Ⅱ-②③合同開催) 木津川の歴史と食文化学習	平成21年2月22日(日) 10:00~14:00				
I -4	川を通した体験活動の報告会	平成21年3月14日(土) 9:30~12:00				
ı (±)	(Ⅱ-④合同開催) 木津川"いい川づくり"情報交換会	平成21年3月14日(土) 13:00~16:00				-
II -(5)	木津川 観察会~木津川に早春を探そう~ ※伊賀地区	平成21年3月21日(土) 9:30~13:30				
	中止					

Ⅰ-① 特定外来生物 ヌートリア調査	実施者	廣岡レンジャー
活動目的	活動実施日時	
・特定外来種で、近年生息の情報が広がり、伊賀管内でも被害	平成20年	12月21日(日) 15:00~17:00
情報が広がりつつあるヌートリアの生息実態を調査・観察し、 身近な問題とし認識する。		活動実施場所
	遊水スイスイ館	官、長田橋周辺 木津川上下流域
活動内容		広報
	河川レンジュ	ァーにより召集
 (1)ヌートリアの説明と被害状況報告(15:00~15:30) 遊水スイスイ館にて、ヌートリアの説明と被害状況他の情報の 説明を行い、木津川が抱える問題点について学習した。 (2)ヌートリア実態調査(15:30~17:00) 長田橋周辺の木津川にて、ヌートリアの観察調査を行った。 関係者の車にて長田橋東詰に移動し、長田橋及び堤防沿い にヌートリアの探索と生態状況の観察を実施した。 河川湿地帯などに巣らしき穴や、糞などが観察されたが、実際 のヌートリアの発見は出来なかった。 		
参加者		
参加者11名		
一般参加 松村伊賀市議含む4名 協力スタッフ6名、西レンジャー		
参加者意見		

・今回の調査では実際に発見することは出来なかったが、依那古地区や大山田地区でも目撃の情報はあり、伊賀地域でも生息しており、今後、被害状況などは確認していく必要があるとあらためて感じた。

感想•考察

・事前準備として、前週及び数日前での下見の際には発見されたが、ヌートリアは夜行性の生物であり、日中での観察・ 調査には無理があった。

廣岡レンジャー 特定外来生物 ヌートリア調査 実施者 〇活動実施状況

活動実施概要-2



活動実施概要-3

平成20年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 活動実施概要			
Ⅱ-② 名張川 水防学習と野鳥観察会	実施者	西レンジャー	
活動目的		活動実施日時	
カ毛川)ァよいよてよな中の叶巛)ヶ間よて光辺 1、13 十の巛字古/Q1と間	平成21年	三1月31日(土) 10:00~12:00	
・名張川における水害の防災に関する学習と過去の災害事例を聞き河川水害について考える。 ・名張川に生息する野鳥を観察し、冬の時期の、川の様子を知る。		活動実施場所	
「石坂川に主心する封局を観察し、今の時効の、川の塚」を知る。	名張市武道交流館 まちづくり活動室、 防災ステーション周辺名張川堤防		
活動内容		広報	
	・木津川上流・チラシ配布	河川事務所HP	
(1)防災ステーション、水防センターの説明(10:00~10:15) 講師:木津川上流河川事務所 管理課長 松村 光雄氏 内容:防災ステーション、水防センターの概要と役割の説明 (2)過去の災害事例の説明(10:15~10:30) 講師:高北 弘二氏 (※伊勢湾台風体験者) 内容:昭和34年の伊勢湾台風被害の様子を説明	9 23		

内容:活動室にて、冬に見られる野鳥の説明を聞き武道 交流館、防災ステーション、及び名張川堤防沿いで野鳥

観察を実施。

(3)野鳥観察会(10:30~11:55)

講師:市川 雄二氏(野鳥の会)

※観察された野鳥 … ダイサギ、マガモ、ツグミ他

参加者

参加者13名

一般参加4名、講師3名、協力スタッフ5名、廣岡レンジャー

☆日時 平成21年1月31日(土) 10:00~12:00 冬の寒い時期、野島遠は それでも、大空を舞い、エサを探して、 川に入ったり…。 そんな野鳥道を観察しながら、その川に住む 角連や水生生物のことを少し考えてみませんか? 水上土場のしこでかり考えくのませんが、 、むかし各強川も氾濫したことがあり、 方が亡くなったこともあります。 川辺川助説ステーションは、水質が発生 の活動組点として中央浄化センター設置 川の水再動に配することについても、 てみませんか? ☆野鳥観察会 名張川の運防で、川や周辺に住む 野島を観察します。 勝天の場合・・ 職天時は中止とします。 ・ 当日8:00に判断。 ※ ※ 形天時の連絡の配合もありますので 中込時に連納先の記入をお願いします。 申込・問合先;木準川上流管内河川レンジャー・西 参加者氏名: 保護者氏名 同伴責任者氏名 主催:木津川上流管内窓川レンジャー・西 祐治 支援:近畿地方整備局木津川上流河川事務所

参加者意見

- ・野鳥観察は講師の説明も解り易く、興味深く観察できた。
- ・チラシなど早めの連絡があれば良かった。

感想•考察

- •一般への広報が遅かった為、参加者が少なかった。
- ・インフルエンザ流行時期であった為、参加予定の小学生のキャンセルもあったのが残念であった。

Ⅱ-② 名張川 水防学習と野鳥観察会

実施者

西レンジャー

〇活動実施状況













活動実施概要-6

平成20年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 活動実施概要				
Ⅰ-②③、Ⅱ-③ 木津川の歴史と食文化学習	実施者	西・廣岡レンジャー (合同活動)		
活動目的		活動実施日時		
・長田橋東詰の淀川遡航終点の碑や鍵屋の辻にある水害の記録 板などを見てまわり、木津川の歴史について説明を受け、歴史の 一端を学習する。	平成21年	三2月22日(日) 10:00~14:00		
・冬の時期に、木津川に足を踏み入れ、冬の水の冷たさを体感する。		活動実施場所		
・木津川の鯉やナマズ、オイカワなどを料理してもらい、実際に食べる体験から、昔の人々の食文化を考える。	遊水スイスイ館、長田橋他木津川河川域			
活動内容		広報		
(1)木津川の歴史学習について(10:00~12:00) 講師:伊賀の国地名研究会 倉元氏 内容:木津川の名前の由来や、昔の木津川は大阪や京都・	・木津川上流・チラシ配布	河川事務所HP		
奈良と船での行き来がされていた事などを、長田橋東 詰の「淀川遡航終点の碑」を視察しながら説明してもら った。また、昭和28年の水害、昭和34年の伊勢湾台 風の水害で鍵屋の辻周辺が浸水したことなども説明し てもらい、木津川の災害事例も説明してもらった。 (2)冬の木津川体験について(※上記の説明と視察の中で実施) 内容:木津川と服部川の合流地点の河原で、木津川に実際	基連が住む伊賀地 情はあのことを「お本」と呼ばれる。 の変換性にはなった。 いかだる進んで本。 は下記れては は、正記れて続い、 本津心と近れて本。 は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の歴史を学び 無を食べて食文化を学ぼう は、本津川のかなもとです。 は、本津川のかなもとです。 は、本津川のかなもとです。 は、大津川のかなもとです。 は、大津川のかなもまり、村本を集める凍ということで、 のでした。 を経てもたかは、村本を集める様ということで、 のでした。 は、本津川のかなもとり、出して、 は、本津川のかなもとり、 は、本津川のかなもとり、 は、本津川のかなもという。 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、本津川のかなもと、 は、「 は、本津川のかなもと、 は、「 は、本津川のかなもと、 は、「 は、本津川のかなもと、 は、「 は、本津川のかなもと、 は、「 は、本津川のかなもと、 は、 は、本津川のかなもと、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		

(3)食文化学習について(12:00~14:00)

講師:廣岡氏

内容: 鯉、ナマズ、オイカワの川魚料理を実際に料理して食べ昔の人の食文化について、川魚を食することから学んだ。

に入ってみるなどして、冬の木津川の冷たさを体感した。

参加者

参加者29名

一般参加22名、講師2名、協力スタッフ5名

末年川と定川で難び、お本で畑。 ちゅっぱっしていました。 長田橋の東路には「淀川遊航終点の隣」が残されています。 そんな木津川の歴史を少し、たどってみましょう。 ☆日時 平成21年2月22日(日) 9:45 集合 10:00~13:30頃まで 途中、木津川に入って、冬のこの寒い時期の 木津川を実体験してみたいと思います。 ◆場所 伊賀市・遊水スイスイ館 集合・解散 伊賀市内の史跡と木津川流域 それから普段は口にすることの少なくなった 川魚を料理して、実際に食べて見ましょう。 コイやオイカワ。 ナマズなどの料理を ☆服装 助きやすい服装と靴 ※川に入ってみたいという人は長靴 タオル、手ぬぐいなどを用意。 ト学生は保護者の方もしくは 日率の方の同伴が必要です。 無料 平成21年2月20日(金) ☆持物 昼食は経食を用意しますが、お茶等 参加者各自で準備してください。 ※期天の場合でも、歴史学習と食文化学習は 遊水スイスイ盤で行います。 参加者氏名: (学校名: 学年 保護者氏名、同伴責任者氏名 参加者住所: 連絡先 電話連絡かFAXにて、申し込みをお願いします。

主催:木津川上流管内河川レンジャー・廣岡、西 支援:近畿地方整備局木津川上流河川事務所

参加者意見

- ・何気なく見ていた木津川であるが、昔の木津川を知るいい機会になった。
- ・川魚は普段口にすることはなくなっていていい経験をさせてもらった。
- ・寒い時期の川の様子を知ることが出来た。

感想•考察

・参加者には普段出来ない経験をしてもらえたとおもいます。

西・廣岡レンジャー (合同活動) I -23, II-3 木津川の歴史と食文化学習 実施者 〇活動実施状況

Ⅰ-②③、Ⅱ-③ 木津川の歴史と食文化学習

実施者

西・廣岡レンジャー (合同活動)

〇活動実施状況













活動実施概要-9

平成20年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 活動実施概要				
Ⅰ-④、Ⅱ-④ 木津川"いい川づくり"情報交換会	実施者	西・廣岡レンジャー (合同活動)		
活動目的		活動実施日時		
・木津川上流域で活動する市民団体の情報交換会を行い、参加者	平成21年	三3月14日(土) 13:00~16:00		
での意見交換会を行う中で、いい川づくりの観点から、木津川を考える。		活動実施場所		
	遊水スイスイ館			
活動内容		広報		
活動内容 (1)活動団体による活動報告会(13:30~15:00) ・依那古体験隊(伊賀市) 発表者:西 活動内容と川ガキ再生の取組について	・チラシ配布	広報 河川事務所HP 張市 小中学校、教育委員会)		
(1)活動団体による活動報告会(13:30~15:00) ・依那古体験隊(伊賀市) 発表者:西	・チラシ配布 (伊賀市・名	河川事務所HP 張市 小中学校、教育委員会)		
(1)活動団体による活動報告会(13:30~15:00) ・依那古体験隊(伊賀市) 発表者:西 活動内容と川ガキ再生の取組について ・しぜん・ふしぎ・ワンダーランド(名張市) 発表者:大西	・チラシ配布 (伊賀市・名	河川事務所HP		
(1)活動団体による活動報告会(13:30~15:00) ・依那古体験隊(伊賀市) 発表者:西 活動内容と川ガキ再生の取組について ・しぜん・ふしぎ・ワンダーランド(名張市) 発表者:大西 生命と水の調査を主体として活動の取組について ・自然とゆかいな仲間たち(伊賀市) 発表者:豆本	・チラシ配布 (伊賀市・名 (伊賀市・名 (神賀市・名 (神賀市・名 (神智市・海の地域・海の地域・海のの世界がのの世界がのの世界がのできる。	河川事務所HP 張市 小中学校、教育委員会) 「いい川づくり」情報交換会 「いい川づくり」情報交換会 「いい川づくり」情報交換会 「いい川づくり」情報交換会 「いい川づくり」情報交換会		

- (2)いい川づくり意見交換会(15:00~16:00)
 - ・市民団体活動を進める上での思いと課題についての意見交換
 - ・いい川という観点からの木津川の課題について
 - ・いい川と呼べるにふさわしい木津川にする為の今後の方向について
 - ※意見交換の内容集約は次々ページに記載

参加者

参加者15名

木津川上流河川事務所4名、活動団体関係者3名(内発表者2名) PTA、教育関係者4名、協力スタッフ4名



参加者意見

・参加者アンケートで意見は最終ページに記載

感想•考察

- ・各活動団体の名前や存在は知っていたが、その内容は全て知らず、今回活動の中身や考えなどが聞け、有意義であった。
- ・今回の参加団体以外にも色々な団体はあり、第2回、第3回と情報交換会を行っていきたい。
- ・県や市の行政関係の参加がなく、今後こういった活動を進め、木津川がいい川として市民に親しまれていく為には、 寂しい思いはした。 行政関係者の方も積極的に参加して欲しい。

I -④、II -④ 木津川"いい川づくり"情報交換会 実施者 西・廣岡レンジャー (合同活動)

〇活動実施状況

















I -4, II -4	木津川"いい川づくり"情報交換会	実施者	西・廣岡レンジャー
- · · · ·	1171 COMPONIA		(合同活動)

○意見交換会の内容集約

活動報告会の感想

- ・最近の子ども達に不足している自然体験、自然の中で学ぶ生命の大切さをあらためて考えさせられた。
- ・最近は川に行っても魚が減っていて、親自身が川に近づかない時代になっている。 今の子どもは魚釣りに行っても、釣れない・興味がもてないと感じたら1回で終りになってしまう。安全には気をつけた上で、子ども達をもっと川へ引っ張り出したいと思った。

活動を進める中での問題点、課題

- ・名張川をボートで下る計画をしたが、制約があり出来なかった。 関係機関との関係で活動に制約が出ることがある。 ⇒魚を守り、子ども達を育てるという目的や考えを説明し理解してもらう。 利害関係も関わってくるが、理解してもらえれば協力してもらえる。
- ・低学年の子どもの取り扱いや安全確保が難しい活動もあり、考えながら進めている。

いい川づくりという観点からの木津川の課題

- ・川遊びから言えば、川底が浅くならされている方が良いのだが、川に住む魚達にとっては住み難い環境になってしまっている。(鳥等に捕食)
- ・現在の川は面白くない。護岸工事などが進みすぎたのではないか? 間伐材の利用など地場産業の活性化も考えられないか? ⇒これまでは、防災面を重視した整備を進めてきたが、現在は環境面も考慮した整備が行われている。 今後は、循環型サイクルも含め、安全でバランスのとれた河川整備を検討していく必要がある。

いい川と呼べるにふさわしい木津川にする為の今後の方向について

- ・島ヶ原などでも集中浄化事業が進み、木津川もきれいになってきている。 木津川は、京都・奈良・大阪の上流域であることを自覚し、上流からきれいにする意識をもって進める必要がある。
- ・滋賀県は水に対するこだわりもあり、見習っていく必要がある。
- ・比自岐川などの支流の環境も変わりつつあり、生態系を守るという意味でも本河川だけでなく、支流の河川保全 を進めて欲しい。
- ・子ども達だけではなく、大人も参加して、川について考える機会になる活動や企画を行い、県や市、行政関係者も 含め、河川レンジャーの活動を進めていく。

I -④、II -④ 木津川"いい川づくり"情報交換会 実施者 西・廣岡レンジャー (合同活動)

〇参加者アンケート

- ・参加させていただいて良かったです。川について改めて考える機会となりました。 また3団体の皆様の発表から学ばせていただく事がたくさんありました。 実体験をすること、まず楽しいこと、五感で感じること、そこからの学びが大切だと思います。職場で今日、学ばせていただいた事を活かしたいと思います。またこのような機会がありましたら、声をかけて下さい。
- ・様々な団体が熱心に活動されている事がわかりました。 関わっていくことが、考えていく事に繋がっていくと思うので、小学校での活動もされているということで、やはり学校の先生との連携も必要だと思いました。
- ・参加させていただいてよかったと思いました。 川のこと、川って…と思っていましたが、きれいな川を求めて遠くへ行って遊ぶだけではなく、"地元で自分ができることをしたい"と思えたのは、今回の皆さんの報告を聞かせてもらい、知った事が多かったからです。 『手をつけてみたいな』と思える川がなくならないように、このような情報交換会にたくさんの人が集まるといいのにと思いました。
- ・それぞれの発表がすばらしかった。子どもや親など、なかなか自然と接する事がない 時代、たくさんの家族に自然のすばらしさと楽しさを教えてやってください。 川は本当に守ってもらいたいと切に願っています。水質やそこに住む魚など、守られ人とふれあえる川を目指して 頑張ってください。
- ・木津川の河川レンジャーのことは以前に聞いて知っていましたが、具体的には解りませんでした。木津川を含めて、大きい川、小さい川、支流も、全てにもっと広報が必要。 急な増水で逃げきれなく被害にあったりしてますます川を遠ざける要因はふえるばかりです。川のいいとこ、怖いとこ、皆で調べ、PRしていく子ども達の河川レンジャーもあってもいいのでは、これから考えていくべきかも。
- ・いい川とは良い水を下流や地域に流し、田や畑を潤わせている川だと思います。 琵琶湖(近畿の水ガメ)を抱えている滋賀県の水への気配り、思いやり等を参考にしてはいかがでしょうか。 特に上流域の住民は滋賀方式の考え方を徹底してほしい。
- ・自然を考えた公共工事の早期取り込みをお願いします。川はきれいだった時代の人たちを味方につけるプログラムをお願いしたい。

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 運営要領(案)

平成 20 年 3 月 4 日 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)	木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)	
目次	目次	
第1章 総則(第1条-第4条)	第1章 総則(第1条-第4条)	
第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)	第 2 章 木津川上流管内河川レンジャー(第 5 条-第 22 条)	
第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第38条)	第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第36条)	
第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第39条-第46条)	第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第37条-第43条)	
第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第47条-第54条)	第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第44条-第50条)	
第6章 雑則(第55条)	第6章 雑則(第 <mark>51</mark> 条)	
附則	附則	
第1章 総則		
(趣旨)		
第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川		
上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジ		
ャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるも		
のである。		
(河川レンジャーを運営する組織)	(河川レンジャーを運営する組織)	
第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をも	第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をも	
って構成する。	って構成する。	
(1) 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)	(1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)	
(2) 木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」と	(2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」と	
いう。)	いう。)	
(3) 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」	(3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
という。)	という。)	
2 前項各号に掲げる組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務	2 前項各号に掲げる組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務	
所長」という。)が設置する。	所長」という。)が設置する。	
	3 第1項各号に掲げる組織を運営するために木津川上流管内河川レ	事務局の統一による改訂
	ンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。	
3 第1項各号に掲げる組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジ	4 第1項各号に掲げる組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジ	
ャー機構図に示すとおりとする。	ャー機構図に示すとおりとする。	
4 事務所長は、各項の規定に基づき各会議を設置するに当たっては	5 事務所長は、各項の規定に基づき各会議を設置するに当たっては	
必要に応じ、細則を別途定めるものとする。	必要に応じ、細則を別途定めるものとする。	
(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)	(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)	
第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組	第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組	
織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮	織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮	
称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」	称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」	
を行うものとする。	を行うものとする。	
	2 前条第3項に規定する事務局は、木津川上流河川事務所管理課並	事務局の統一による改訂
	びに運営業務受託者とする。	
(経費の負担)		
第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとす		
ప .		
(1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用		
(2) 懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用		
第2章 木津川上流管内河川レンジャー		
(河川レンジャーの構成)		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。		
(河川レンジャーの役割)		
第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水		
防活動等の防災・減災を推進する活動、河川に係わる環境学習等		
の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投		
棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任		
を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わ		
ない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好		
な関係を構築する。		
(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)		
第7条 河川レンジャーの活動範囲は木津川上流管内とする。		
2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある遊水ス		
イスイ館内に置く。		
(河川レンジャーの定員)	(河川レンジャーの定員)	
第8条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。	第8条 河川レンジャーの定員は若干名とする。	字句の修正
(河川レンジャーの任命基準)		
第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者か		
ら任命しなければならないものとする。		
(1)木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以		
上の者であること。		
(2)地域固有の情報や知識に精通していること。		
(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑚や		
研修を惜しまないこと。		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
(4)講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されて		
いること。		
(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこ		
٤.		
(6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。		
(7)この運営要領(案)を遵守できること。		
2 河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、		
次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ま		
LV.		
(1)解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)		
(2)コーディネートに関する知識と技術		
(3)緊急時対応に関する知識		
(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識		
(5)環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験		
(6)地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験		
(7)郷土史への精通		
(8)川や水に関する豊富な知識や実務経験		
(9)川の指導者(初・中・上級)としての経験		
(10)自然観察指導員の資格		
(11) 救急・救命法受講の経験		
(河川レンジャーの活動内容)		
第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画(案)で示している行		
政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
政と住民等との間に立って、次の各号に掲げる活動を行うものと		
する。		
(1)防災・減災、救援・救難の推進を図る活動		
自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進		
(2)河川の環境保全を図る活動		
イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進		
ロ 河川環境のモニタリング		
ハ 水質改善のための啓発活動		
(3)河川の適正な利用の推進を図る活動		
イ 河川利用者への安全指導		
ロ 不法投棄の状況把握		
ハ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習		
(4)節水意識の普及・啓発活動		
(5)日常的な河川管理活動		
河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進		
(6)河川に係わる歴史・文化の普及・啓発活動		
(7)河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動		
(8)川づくり・まちづくりへの参画・支援活動		
(9) 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動		
(10)河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信		
2 河川レンジャーは、活動を通して第1項に掲げる活動のほか、河		
川レンジャーの人材発掘、河川レンジャーとしてふさわしい活動		
をレンジャー会議に提案することが出来る。		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗		
教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行		
為を行ってはならない。		
(河川レンジャー候補者の決定および登録)	(河川レンジャー候補者の決定および登録)	
第11条 河川レンジャーの候補者の決定は、第31条に規定する「木津	第 11 条 河川レンジャーの候補者の決定は、第 30 条に規定する「木津	条数繰上げによる改訂
川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レン	川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レン	
ジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、	ジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、	
第 34 条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第 37	第 33 条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第 36	条数繰上げによる改訂
条に規定するプレゼンテーションを実施した者を対象として、	条に規定するプレゼンテーションを実施した者を対象として、	
推薦委員会が行うものとする。	推薦委員会が行うものとする。	
2 推薦委員会は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10	2 推薦委員会は、第6条に規定する河川レンジャーの役割、第10	
条に規定する河川レンジャーの活動内容及び懇談会が提言する河	条に規定する河川レンジャーの活動内容及び第37条に規定するレ	字句の修正
川レンジャー事業計画を考慮して、第9条に規定する河川レンジ	ンジャー会議により決定された事業計画を考慮し、第9条に規定	
ャーの任命基準に基づいて、河川レンジャー候補者を決定する。	する河川レンジャーの任命基準に基づいて、河川レンジャー候補	
	者を決定する。	
3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジ	3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジ	
ャー会議に推薦するものとする。	ャー会議に推薦するものとする。	
4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関	4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関	
するガイドライン」に基づき河川レンジャー候補者に関する個人	するガイドライン」に基づき河川レンジャー候補者に関する個人	
情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとす	情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとす	
る。	る。	
5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び	5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び	
河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象	河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に	として、本条第1項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に	
推薦するものとする。	推薦するものとする。	
(河川レンジャーの任命)	(河川レンジャーの任命)	
第12条 レンジャー会議は、前条第2項の規定により河川レンジャー候	第12条 レンジャー会議は、前条第3項の規定により河川レンジャー候	字句の修正
補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者	補者の推薦を受けたときは、審議し、その河川レンジャー候補者	
が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川	が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川	
レンジャー予定者として決定し、事務所長に報告するものとする。	レンジャー予定者として決定し、事務所長に報告するものとする。	
2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レ	2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レ	
ンジャーとして任命できるものとする。	ンジャーとして任命できるものとする。	
(河川レンジャーの解任及び辞任)		
第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容の		
いずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するため		
の提案を事務所長に対して行うことができるものとする。		
(1)活動の意志がないと認められるとき		
(2)公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があ		
ると認められるとき		
(3)心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき		
(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と		
紛らわしい行為		
(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められ		
たとき		
(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき		
2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であ		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
ると認めるときは、河川レンジャーを解任するものとする。		
3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場		
合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任		
を了承する。		
4 事務所長は、第2項解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、		
懇談会および推薦委員会に報告するものとする。		
5 レンジャー会議は第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前		
に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会		
を与えなければならない。		
(河川レンジャーの任期)		
第 14 条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の 3 月		
31 日までとする。ただし、再任は妨げない。		
2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認		
し、再任予定者として第 12 条第 1 項の報告を行うものとする。		
3 再任は2回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の3		
月 31 日までとする。		
(年間活動計画の作成・提出・決定)	(年間活動計画の作成・提出・決定)	
第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、活動前	第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活	円滑な運営を図るための一部改訂
年度の1月末までに事務所長に提出するものとする。	動前年度の1月末までに <mark>レンジャー会議</mark> に提出するものとする。	
2 事務所長は、前項の年間活動計画を確認し、レンジャー会議に提	2 レンジャー会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画	
出するものとする。	(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと	
	認められるときは、年間活動計画として決定し、事務所長に報告	
	するものとする。	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
3 レンジャー会議は、前項の規定により提出を受けた年間活動計画		
の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。		
4 河川レンジャーは、第3項の規定により決定した年間活動計画を	3 河川レンジャーは、第2項の規定により決定した年間活動計画を	
必要に応じて変更することができるものとする。ただし、事前に	変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合は事前に事務	
レンジャー会議事務局の承諾を得て、年間活動計画(変更)を事務	局の承諾を得ることとし、著しい変更の場合は第2項及び第3項	
所長に提出し、事後にレンジャー会議の承認を得るものとする。	により決定するものとする。	
(活動報告)	(活動報告)	
第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過および結果等を懇談会お	第 16 条 河川レンジャーは、活動の内容、経過および結果等をレンジャ	字句の修正
よびレンジャー会議に報告しなければならない。	一会議に報告しなければならない。	
2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条第1項に規定する運営業務	2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条第1項に規定する運営業務	
受託者に提出するものとする。	受託者に提出するものとする。	
(河川レンジャーの身分)		
第17条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約し		
た運営業務受託者からの委嘱者とする。		
(河川レンジャーの報酬等)		
第18条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふ		
さわしい活動内容に対して支給するものとする。		
2 河川レンジャーの報酬月額は、別に定める細則の規定によるもの		
とし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。		
3 交通費等は、細則の規定によるものとする。		
4 河川レンジャーとしての活動が月間中にない場合は、報酬を支給		
しない。		
5 河川レンジャーは、第9条に規定する任命基準に虚偽の申告が認		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
められたとき又は第13条第1項第2号、第4号及び第5号に規定		
する解任事項が認められたときは、その行為のあった月まで遡り、		
報酬を全額返却しなければならないものとする。		
(経費及び報酬等の支払い)		
第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び		
前条第3項に規定する交通費等は、運営業務受託者から河川レン		
ジャーに支払われるものとする。		
2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運営業務受託者		
が指定する様式に必要な事項を記載して、運営業務受託者に請求		
するものとする。		
(保険の加入)	(保険の加入)	
第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条	第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条	第 15 条改訂に伴う改訂
第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に	第2項の規定により決定された年間活動計画に基づく活動を行う	
基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加	に当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷	
者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければなら	害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。	
ない。		
2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受	2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受	
託者が責任を持って行わなければならない。	託者が責任を持って行わなければならない。	
(事故の責任)	(事故の責任)	
第 21 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第 15 条	第 21 条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第 15 条	第 15 条改訂に伴う改訂
第3項の規定によりレンジャー会議で決定された年間活動計画に	第2項の規定により決定された年間活動計画に基づく活動中に起	
基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、	こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任	
法律上適正な責任の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。	の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
(河川レンジャーへの支援)		
第22条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に		
必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、		
民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するもの		
とする。		
第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会	第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会	
(懇談会の役割)	(懇談会の役割)	
第23条 懇談会は、レンジャー会議及び懇談会事務局からの報告及び提	第23条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの報告及び提案を受	事務局の統一による改訂
案を受けた事項に関する討議を行い、河川レンジャーのよりよい	けた事項に関する <mark>審議</mark> を行い、河川レンジャーのよりよい活動に	字句の修正
活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーの	向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、	
あり方、役割及び事業計画等について提言を行う。	役割及び事業計画等について提言を行う。	
(懇談会の構成)	(懇談会の構成)	
第24条 懇談会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。	第24条 懇談会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。	
(1) 学識経験者及び見識者 若干名	(1) 学識経験者及び見識者 若干名	
(2)レンジャー会議座長 1名	(2) レンジャー会議座長 1 名	
(3) 三重県 伊賀建設事務所 1名	(3) 三重県 伊賀建設事務所 1名	
(4)独立行政法人水資源機構	(4)独立行政法人水資源機構	
木津川ダム総合管理所 1名	木津川ダム総合管理所 1名	
(5)伊賀市 1名	(5)伊賀市 1名	
(6)名張市 1名	(6)名張市 1名	
(7)国土交通省近畿地方整備局	(7)国土交通省近畿地方整備局	
木津川上流河川事務所長	木津川上流河川事務所長	
2 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。		事務局の統一による改訂(削除)

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
(懇談会の組織)		
第25条 懇談会の会員の委嘱は、前条第1項各号に規定する会員の構成		
に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うものと		
する。		
2 会員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。		
3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれ		
の前任者又は現任者の任期の残存期間とする。		
4 会員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間		
は、その職務を継続する。		
5 懇談会に会長を置き、会員の互選によりこれを定める。		
6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。		
7 会長は、会務を総務する。		
8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。		
9 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を		
認めるものとする。		
10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員		
の過半数をもって議決する。		
(懇談会の運営)	(懇談会の運営)	
第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。	第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。	
2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求	2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求	
め、討議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。	め、 <mark>審議</mark> に参考となる説明又は意見を聴くことができる。	字句の修正
(懇談会の情報公開)		
第27条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。		

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流		
河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、		
懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するも		
のとする。		
(懇談会の開催)	(懇談会の開催)	
第28条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。	第28条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。	
2 懇談会事務局は、原則として懇談会を開催する日の2週間前まで	2 事務局は、原則として懇談会を開催する日の2週間前までに、各	事務局の統一による改訂
に、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した	会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会	
懇談会開催の通知をしなければならない。	開催の通知をしなければならない。	
3 懇談会事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日まで	3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各会	事務局の統一による改訂
に各会員あてに送付しなければならない。	員あてに送付しなければならない。	
(懇談会の事務局)		事務局の統一による改訂(削除)
第29条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受		
託者とする。		
(講座の設置)	(講座の設置)	
第30条 懇談会に講座を置く。	第29条 懇談会に講座を置く。	
(講座の構成)	(講座の構成)	
第31条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。	第30条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。	
2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及	2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及	
び共通認識を得るための講座とする。	び共通認識を得るための講座とする。	
3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャー	3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャー	
の活動技術を得るための講座とする。	の活動技術を得るための講座とする。	
4 講座の運営のために講座事務局を置く。		事務局の統一による改訂(削除)

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
(講座の役割)	(講座の役割)	
第32条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を	第31条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を	
対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考	対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考	
える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目	える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目	
的を達成するものとする。	的を達成するものとする。	
(1) 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成	(1)木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成	
(2)河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に	(2)河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に	
関する高度な知識の付与	関する高度な知識の付与	
(3)河川レンジャーとしての適正確認	(3)河川レンジャーとしての適正確認	
(4)河川レンジャー希望者の登録	(4)河川レンジャー希望者の登録	
(講座の受講要件)	(講座の受講要件)	
第33条 発見講座の受講者は、満18歳以上の者であって、以下の条件	第32条 発見講座の受講者は、満18歳以上の者であって、以下の条件	
に該当する者とする。	に該当する者とする。	
(1)講座開催の公募により受講を受け付けた者	(1)講座開催の公募により受講を受け付けた者	
(2)地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者	(2)地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者	
2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内	2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内	
の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者で、河川レ	の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者で、河川レ	
ンジャーとなることを希望する者とする。	ンジャーとなることを希望する者とする。	
(河川レンジャー希望者の登録)	(河川レンジャー希望者の登録)	
第 34 条 講座事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、	第 33 条 事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川	事務局の統一による改訂
河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者	レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者とし	
として登録を行う。	て登録を行う。	
2 講座事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管	2 事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管す	事務局の統一による改訂

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
する。	ప .	
3 講座事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行	3 事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。	事務局の統一による改訂
する。		
4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度	4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度	
の 3 月 31 日までとする。	の 3 月 31 日までとする。	
5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講する	5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講する	
こととする。	こととする。	
6 講座事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情	6 事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を	事務局の統一による改訂
報を抹消する。	抹消する。	
7 講座事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関	7 事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関する	事務局の統一による改訂
するガイドライン」に基づき河川レンジャー希望者に関する個人	ガイドライン」に基づき河川レンジャー希望者に関する個人情報	
情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとす	を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。	
ప .		
(講座の運営)	(講座の運営)	
第35条 講座は、原則として、年1回の開催とする。ただし、受講希望	第34条 講座は、原則として、年1回の開催とする。ただし、受講希望	
者数等により回数を増減することとする。	者数等により回数を増減することとする。	
2 講座の講師は、講義内容および実習内容に応じて、懇談会で選任	2 講座の講師は、講義内容および実習内容に応じて、懇談会で選任	
する。	する。	
(講座の開催)	(講座の開催)	
第36条 講座は、講座事務局が開催する。	第35条 講座は、事務局が開催する。	事務局の統一による改訂
2 講座事務局は、講座の開催にあたり、開催日時、開催場所及び講	2 事務局は、講座の開催にあたり、開催日時、開催場所及び講座内	事務局の統一による改訂
座内容の広報を行わなければならない。	容の広報を行わなければならない。	
(プレゼンテーションの開催)	(プレゼンテーションの開催)	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
		, , , <u> </u>
第37条 第34条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、	第36条 第33条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、	条数繰上げによる改訂
河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行い	河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行い	
たい活動の発表(プレゼンテーション)を実施しなければならない。	たい活動の発表(プレゼンテーション)を実施しなければならない。	
2 講座事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。	2 事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。	事務局の統一による改訂
3 講座事務局は、プレゼンテーションの開催にあたり、開催日時、	3 事務局は、プレゼンテーションの開催にあたり、開催日時、開催	事務局の統一による改訂
開催場所及び実施概要を河川レンジャー希望者に通知しなければ	場所及び実施概要を河川レンジャー希望者に通知しなければなら	
ならない。	ない。	
(講座の事務局)		事務局の統一による改訂(削除)
第38条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託		
者とする。		
第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議	第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議	
(レンジャー会議の役割)	(レンジャー会議の役割)	
第39条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活	第37条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活	
動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割	動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割	
を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定	を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を <mark>審議する</mark> 。	字句の修正
する。		
(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業	(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業	字句の修正
計画(案)のとりまとめ	計画の決定	字句の修正
(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援	(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援	
(3) 懇談会への報告・提案内容	(3) 懇談会への報告・提案内容	
(4)河川レンジャーの審議(任命・再任・解任)及び辞任の了承	(4)河川レンジャーの任命、再任及び解任	字句の修正
(5)その他必要と認められる事項	(5)その他必要と認められる事項	
(レンジャー会議の構成)	(レンジャー会議の構成)	

運営要領(案)		運営要領(多	案)改訂(案)	改定理由
第40条 レンジャー会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。		第38条 レンジャー会議は、次の名	予号に掲げる委員をもって構成する。	
(1)河川レンジャー	全員	(1)河川レンジャー	全員	
(2)三重県 伊賀建設事務所	1名	(2)三重県 伊賀建設事務所	1名	
(3)独立行政法人水資源機構		(3)独立行政法人水資源機構		
木津川ダム総合管理所	1名	木津川ダム総合管理所	1名	
(4)伊賀市	1名	(4)伊賀市	1名	
(5)名張市	1名	(5)名張市	1名	
(6) 国土交通省近畿地方整備局		(6) 国土交通省近畿地方整備局		
木津川上流河川事務所	管理課長	木津川上流河川事務所	管理課長	
	伊賀上野出張所長		伊賀上野出張所長	
名張川出張所長			名張川出張所長	
(7)その他必要に応じて	若干名	(7)その他必要に応じて	若干名	
2 レンジャー会議の運営のた	めにレンジャー会議事務局を置く。			事務局の統一による改訂(削除)
(レンジャー会議の組織)		(レンジャー会議の組織)		
第41条 レンジャー会議の委員の	委嘱は、前条第1項各号に規定する委	第39条 レンジャー会議の委員の多	長嘱は、前条第1項各号に規定する委	
員の構成に基づいて事務所長	をが委託契約した運営業務受託者が行	員の構成に基づいて事務所長	が委託契約した運営業務受託者が行	
うものとする。		うものとする。		
2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。		2 委員の任期は、1年間とする	。ただし、再任は妨げない。	
3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの		3 補欠のため又は増員によって	て委嘱する委員の任期は、それぞれの	
前任者又は現任者の任期の残	終存期間とする。	前任者又は現任者の任期の残	存期間とする。	
4 委員は任期満了後において	も、後任者が委嘱されるまでの期間	4 委員は任期満了後において	も、後任者が委嘱されるまでの期間	
は、その職務を継続する。		は、その職務を継続する。		
5 レンジャー会議に会務を総	務する議長を置き、委員の互選により	5 レンジャー会議に会務を総務	務する議長を置き、委員の互選により	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
これを定める。	これを定める。	
6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長	6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長	
を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。	を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。	
7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職	7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職	
務を代行する。	務を代行する。	
8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー	8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー	
会議への代理出席を認めるものとする。	会議への代理出席を認めるものとする。	
9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委	9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委	
員の過半数をもって議決する。	員の過半数をもって議決する。	
(レンジャー会議の運営)	(レンジャー会議の運営)	
第42条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとす	第40条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとす	
ర .	ప .	
2 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する	2 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する	
河川レンジャーが代理出席しなければならない。	河川レンジャーが代理出席しなければならない。	
3 座長並びに議長は、講座で開催する河川レンジャーとして行いた	3 座長並びに議長は、講座で開催する河川レンジャーとして行いた	
い活動の発表(プレゼンテーション)及び第51条第3項に規定する	い活動の発表(プレゼンテーション)及び第47条第3項に規定する	条数繰上げによる改訂
推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければな	推薦委員会が設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければな	
らない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長が	らない。ただし、正当な理由により出席が困難なときは、議長が	
あらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。	あらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。	
(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)	(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)	
第43条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レ	第41条 レンジャー会議は、原則として、公開とする。ただし、河川レ	
ンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13	ンジャーの任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13	
条第5項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかか	条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるとき等の個人情報にかか	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
わる審議等を行う場合は非公開とする。	わる審議等を行う場合は非公開とする。	
2 レンジャー会議の議事要旨および配付資料を木津川上流河川事	2 レンジャー会議の議事要旨および配付資料を木津川上流河川事	
務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分	務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分	
は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含ま	は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含ま	
ない議事要旨を公開する。	ない議事要旨を公開する。	
3 レンジャー会議及びレンジャー会議事務局は、非公開にかかわる	3 レンジャー会議及び 事務局 は、非公開にかかわる情報について、	事務局の統一による改訂
情報について、守秘義務を負うものとする。	守秘義務を負うものとする。	
(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)	(レンジャー会議の非公開会議にかかわる情報開示)	
第44条 レンジャー会議での、非公開にかかわる部分の情報開示を請求	第42条 レンジャー会議での、非公開にかかわる部分の情報開示を請求	
されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関す	されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関す	
るガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所	るガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務所	
より開示する。	より開示する。	
(レンジャー会議の開催)	(レンジャー会議の開催)	
第45条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。	第43条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。	
2 レンジャー会議事務局は、原則としてレンジャー会議を開催する	2 事務局は、原則としてレンジャー会議を開催する日の2週間前ま	事務局の統一による改訂
日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議	でに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載し	
事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならな	たレンジャー会議開催の通知をしなければならない。	
٧٠°		
(レンジャー会議の事務局)		事務局の統一による改訂(削除)
第46条 レンジャー会議事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに		
運営業務受託者とする。		
第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
(推薦委員会の役割)	(推薦委員会の役割)	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
第47条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める「木	第44条 推薦委員会は、河川レンジャーの任命にあたり、別途定める「木	
津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、公	津川上流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、公	
平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川	平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川	
レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とす	レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とす	
ర .	3 .	
(推薦委員会の構成)	(推薦委員会の構成)	
第48条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。	第45条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。	
2 委員は次の各号に掲げる委員をもって構成する。	2 委員は次の各号に掲げる委員をもって構成する。	
(1) 学識経験者及び見識者 若干名	(1) 学識経験者及び見識者 若干名	
(2)三重県 伊賀建設事務所 1名	(2) 三重県 伊賀建設事務所 1名	
(3)独立行政法人水資源機構	(3)独立行政法人水資源機構	
木津川ダム総合管理所 1名	木津川ダム総合管理所 1名	
3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。	3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。	
(1)伊賀市 1名	(1)伊賀市 1名	
(2)名張市 1名	(2)名張市 1名	
(3)国土交通省近畿地方整備局	(3)国土交通省近畿地方整備局	
木津川上流河川事務所長	木津川上流河川事務所長	
4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。		事務局の統一による改訂(削除)
(推薦委員会の組織)	(推薦委員会の組織)	
第49条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号に規定する委員の	第46条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号に規定する委員の	
構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うも	構成に基づいて事務所長が委託契約した運営業務受託者が行うも	
のとする。	のとする。	
2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。	2 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの	3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの	
前任者又は現任者の任期の残存期間とする。	前任者又は現任者の任期の残存期間とする。	
4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間	4 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間	
は、その職務を継続する。	は、その職務を継続する。	
5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	5 推薦委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	
6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定め	6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定め	
る。	ప .	
7 委員長は、会務を総務する。	7 委員長は、会務を総務する。	
8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。	8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。	
9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出	9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出	
席を認めるものとする。	席を認めるものとする。	
10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席	10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席	
委員の過半数をもって議決する。	委員の過半数をもって議決する。	
(推薦委員会の運営)	(推薦委員会の運営)	
第50条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。	第47条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。	
2 推薦委員会事務局は、河川レンジャー希望者の審査にかかわる資	2 事務局は、河川レンジャー希望者の審査にかかわる資料を作成	事務局の統一による改訂
料を作成し、推薦委員会に提出する。	し、推薦委員会に提出する。	
3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置す	3 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置す	
ることが出来る。	ることが出来る。	
4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活	4 推薦委員会は、講座で開催する河川レンジャーとして行いたい活	
動の発表(プレゼンテーション)に全委員を出席させなければなら	動の発表(プレゼンテーション)に全委員を出席させなければなら	
ない。	ない。	
5 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必	5 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。	要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。	
(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)	(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)	
第51条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、別途定める「木津川上	第48条 推薦委員会は、非公開とする。ただし、別途定める「木津川上	
流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、河川レン	流管内河川レンジャー(試行)審査要領(案)」に基づき、河川レン	
ジャー希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない	ジャー希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない	
審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開	審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開	
する。	する。	
2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対して審査結果を	2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対して審査結果を	
文書で通知する。	文書で通知する。	
3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報につ	3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報につ	
いて、守秘義務を負うものとする。	いて、守秘義務を負うものとする。	
4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会に	4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会に	
おいて決定する。	おいて決定する。	
(推薦委員会にかかわる情報開示)	(推薦委員会にかかわる情報開示)	
第52条 推薦委員会での、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請	第49条 推薦委員会での、河川レンジャー審査に関する情報の開示を請	
求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関	求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関	
するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務	するガイドライン」に基づき近畿地方整備局木津川上流河川事務	
所より開示する。	所より開示する。	
(推薦委員会の開催)	(推薦委員会の開催)	
第53条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。	第50条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。	
2 推薦委員会事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2	2 事務局 は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前まで	事務局の統一による改訂
週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しな	に、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければなら	
ければならない。	ない。	

運営要領(案)	運営要領(案)改訂(案)	改定理由
(推薦委員会の事務局)		事務局の統一による改訂(削除)
第 54 条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営		
業務受託者とする。		
第6章 雑則	第6章 雑則	
(運営要領(案)の改正)	(運営要領(案)の改正)	
第55条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受け	第51条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受け	
て事務所長が行う。	て事務所長が行う。	
附則	附則	
1. この運営要領(案)は、平成20年3月4日から施行する。	1. この運営要領(案)は、平成20年3月4日から施行する。	
2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命に係る事項に	2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命に係る事項に	
ついて懇談会がその役割を担うこととする。	ついて懇談会がその役割を担うこととする。	
改正 平成20年9月5日	改正 平成 20 年 9 月 5 日	
	平成 21 年 3 月 24 日	

木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会				
	学諳	経験者及び見識者 若干名		
	レンジャー会議座長 1名			
		三重県 伊賀建設事務所 1名		
会員	自治体等 国交省	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名		
員		伊賀市 1名		
		名張市 1名		
		国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 1名		
オブザーバー		河川レンジャー		
		国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長		

●講座・プレゼンテーションの開催

- ●河川レンジャーの活動計画·活動状況の報告
- ●河川レンジャーの任命・再任・解任の報告
- ●河川レンジャー事業計画(案)の報告

●河川レンジャー事業計画を提言

(開催予定 1回/年)

	;	木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会
		学識経験者及び見識者 若干名
		懇談会会員(学識経験者及び見識者) 若干名
	委員	三重県 伊賀建設事務所 1名
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名
	オブザーバー	伊賀市 1名 名張市 1名 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(開催予定 2回以上/年)

		木津川上流管内河川レンジャー会議			
		河川	レンジャー 全員		
			三重県 伊賀建設事務所 1名		
		自治体	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 1名		
	委員	等	伊賀市 1名		
	員		名張市 1名		
		国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 1名 伊賀上野出張所長 1名 名張川出張所長 1名		

●河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー事務局		
事	国土交通省近畿地方整備局	
務	木津川上流河川事務所 管理課	
局	運営業務受託者	

平成21年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

事業計画

平成21年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 事業計画

1. 平成 20 年度事業概要

平成20年度は、木津川上流管内で初めとなる河川レンジャーの誕生に向け、年度当初の公募開始をスタートに、河川レンジャーになるためのプロセスとして設定した二つの講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)と「プレゼンテーション」の開催、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会及び同懇談会による河川レンジャー予定者の決定を経て、平成20年10月1日に木津川上流河川事務所長より2名の河川レンジャーが任命されました。

その後、同レンジャー会議による年間活動計画の決定を受け、平成 20 年 12 月より 2 名の河川レンジャーによるそれぞれの活動が実施されました。

またこの間、運営要領(案)の改訂や審査要領(案)の決定など、本事業の円滑な運営に向けた種々の整備も実施してまいりました。(別紙-1参照)

2. 平成 21 年度事業計画

以上のように、本事業は平成 19 年度の木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会の発足以来、 平成 20 年度には木津川上流管内で初めてとなる河川レンジャーが誕生し、昨年 12 月より河川レン ジャーによる本格的な活動が実施されてきました。

平成 21 年度は、更なる事業の拡大と河川レンジャーによる試行活動の充実を図るため、別紙-2 の実施スケジュール(案)に基づく、新規河川レンジャーの増員や懇談会をはじめとする各種会議を開催します。

なお、具体的な事業の推進にあたり、今年度の運営ならびに河川レンジャーによる活動において 生じた課題や問題点、参加者からの意見等を踏まえ、以下の3項目について検討を進めていきます。

①新規河川レンジャーについて

今年度任命された2名の河川レンジャーは、両名とも伊賀地区から選出されており、主に環境分野を中心とした活動を実践しております。地域住民と河川管理者との連携による河川整備の実現に向けて、より幅広い活動分野ならびに広域的な河川レンジャーの配置について計画します。

②本事業の地域への定着

平成 20 年度は、河川レンジャーによる本格的な活動実施の初年度であることや、昨年 12 月からの短期間での実施であったため、それぞれの活動について充分な広報活動が行えず、それほど多くの参加者を得られませんでした。「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、住民意見の聴取や、ニーズの収集を行う」という河川レンジャーの目的を果たすために、自治体等との協働を含めた効果的な広報ツールの検討を行い、本事業の地域住民への定着を図ります。

③遊水スイスイ館の活用

現在、河川レンジャーによる活動場所として遊水スイスイ館を活用しておりますが、活動の計画時や、市民団体との意見交換、住民意見の聴取やニーズの収集等、日々の活動場所として当館を活用することにより河川レンジャーの機動力のアップと活動の充実が期待されます。そのため、遊水スイスイ館への事務局の設置等について検討を行います。

●平成 20 年度運営状況

年 月 日	運営内容	備考
平成 20 年 5 月 1 日	公募開始	
平成 20 年 7月 13 日	20年 7月13日 「木津川上流発見講座」の開催	
平成 20 年 8月 2日	「河川レンジャー養成講座」の開催	参加者4人
平成 20 年 8月 4日	「第1回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催	
	・運営要領(案)の改訂、審査要領(案)の決定 他	
平成 20 年 8月 24 日	「養成特別講座」の開催	参加者 15 名
平成 20 年 9月 7日	平成 20 年 9月 7日 「プレゼンテーション」の開催	
同日	「第1回木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会」の開催	
	・河川レンジャー候補者の決定 他	
平成 20 年 9月24日	「第2回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催	
	・河川レンジャー予定者の決定 他	
平成 20 年 10 月 1日	河川レンジャーの任命	
平成 20 年 11 月 26 日	「第1回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催	
	・年間活動計画の決定 他	
平成 20 年 12 月 21 日	河川レンジャー活動(廣岡レンジャー)	参加者 11 名
	「特定外来生物 ヌートリア調査」の開催	
平成 21 年 1月 31日	河川レンジャー活動(西レンジャー)	参加者 13 名
	「名張川 水防学習と野鳥観察会」の開催	
平成 21 年 2 月 22 日	河川レンジャー活動(合同開催)	参加者 29 名
	「木津川の歴史と食文化学習」の開催	
平成 21 年 3月14日	河川レンジャー活動(合同開催)	参加者 15 名
	「木津川"いい川づくり"情報交換会」の開催	
平成 21 年 3月 18日	「第2回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催	
	・河川レンジャー活動報告、河川レンジャーの審議、	
	次年度事業計画の決定 他	
平成 21 年 3月24日	「第3回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催	
	・河川レンジャー活動報告、運営要領(案)の改訂、次年度事業計画 他	

●実施スケジュール(案)

左	平 月	運営内容	現河川レンジャー*	新規河川レンジャー
平成21年	3月	平成20年度 第2回 レンジャー会議 ●活動報告 ●河川レンジャーの審議 ●次年度事業計画の決定等 平成20年度 第3回 懇談会 ●活動報告 ●運営要領(案)の改訂 ●次年度事業計画等		
	4月			
	5月			
	6月	第1回 レンジャー会議 ◆年間活動計画の決定等 第1回 懇談会 ◆公募要領、審査要領の決定等 公募開始(7月末まで)	年間活動計画(案)の作成 活動の実施(H22.3まで)	
	7月	公募締切		
	8月	木津川上流発見講座 河川レンジャー養成講座 河川レンジャー希望者登録		
	9月	プレゼンテーション 第1回 推薦委員会 ●河川レンジャー候補者の決定 第2回 レンジャー会議 ●河川レンジャー予定者の決定		
	10月	河川レンジャーの任命(事務所長)		年間活動計画(案)の作成
	11月	第3回 レンジャー会議 ●年間活動計画の決定等	中間報告	活動の実施(H22.3まで)
	12月			
平成22年	1月			
	2月			
	3月	 第4回 レンジャー会議 ●活動報告 ●次年度事業計画の決定等 第2回 懇談会 ●活動報告 ●次年度事業計画等 	活動結果とりまとめ	活動結果とりまとめ

^{※:} 木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)第14条に基づき、平成20年度第2回レンジャー会議において河川レンジャーの再任審議後、事務所長による任命を受けた者